

負担限度額認定申請の制度改正のお知らせ

施設における居住費、食費の平均的な費用を勘案して定められる「基準費用額」の中の「居住費」が、令和6年8月1日から改正されます。これに伴い、介護保険負担限度額における居住費も改正されることになりましたので、変更内容をご確認の上、申請してください。

改正内容

(1) 基準費用額（日額）

【令和6年7月まで】

	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等
居住費	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
食費	1,445円					



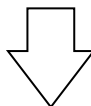
【令和6年8月から】

	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等
居住費	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円
食費	1,445円					

(2) 利用者負担段階・自己負担額（日額）

【令和6年7月まで】

		居住費					食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
				特養等	老健・療養等			
第1段階	・生活保護受給者 ・区民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円
第2段階	区民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	区民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階②	区民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円	1,300円



裏面に続く

【令和6年8月から】

		居住費				食費		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
				特養等	老健・医療院等			
第1段階	・生活保護受給者 ・区民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
第2段階	区民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	区民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②	区民税非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円

【 問合せ先 】

福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
電話：03-3546-5377